

熊本市体育施設条例の一部改正について

熊本市体育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項体育施設名の欄中「城山運動施設」を削り、同項使用料の欄中

「

区分	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前8時 30分から 午後10時 まで
城山運動 施設	500 円	500 円	500 円	1,500 円

及び

備考 使用時間の延長又は繰上げに係る使用料の額

は、1時間につき100円とする。ただし、使用時

間の区分が2以上にわたる場合の区分間の時間の

使用料については、この限りでない。」

「

城山運動施設	1時間につき	300 円
--------	--------	-------

を削る。

」

別表備考第5項中「(城山運動施設の体育館を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提出理由)

城山運動施設の体育館を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。